平成２９年（フ）第５７号
札幌市清田区清田７条１丁目７番３―201号
債務者　小野寺直喜
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６２号
札幌市北区北23条西４丁目１番18―302号
債務者　飯田　哲朗
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６６号
北海道江別市豊幌花園町12番地の３
債務者　畠山　豊將
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７８号
札幌市白石区栄通２丁目１番１号　シャトーラフォン105号
債務者　髙井太茉実
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９１号
札幌市白石区菊水元町８条２丁目10番21号　おのコーポラス101号
債務者　鳥井　章子
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３３５号
盛岡市東仙北１丁目１番５号
債務者　菅　　康則
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
盛岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６号
群馬県高崎市鼻高町47番地３　県住Ｃ棟1033号
債務者　小井土　昇
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１０４号
岐阜県瑞浪市釜戸町3903番地の431
債務者　板頭　　誠
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第４２８号
静岡県田方郡函南町柏谷1305番地の27
債務者　稲葉　正彦
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３８号
京都府舞鶴市田中町７番地20―202号
債務者　奥村久美子（旧姓桐山）
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２８年（フ）第９５０号
堺市西区鳳中町２丁31番地４　グリーンオウトリ302号
債務者　山中修治郎
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０１１号
大阪府藤井寺市沢田３丁目６番34号
債務者　山本　秀次
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０４１号
堺市西区菱木２丁2097番地１
債務者　村田きみ子
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１２号
堺市北区新金岡町３丁１番17―305号
債務者　横山　郁子
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
堺市西区鳳西町３丁648番地１　エクシード鳳305号
債務者　上原　祐樹
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２２号
堺市西区鳳西町３丁648番地１　エクシード鳳305号
債務者　上原　加奈（旧姓稲葉）
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６６号
堺市堺区三宝町５丁290番地61
債務者　武野　吉晃
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７１号
堺市西区上野芝向ヶ丘町４丁24番63号
債務者　平山　久幸
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係